

# 定期預金の中途解約一覧

## (NO. 1)

令和7年8月1日現在

### 1. 自由金利型定期預金 [M型] (スーパー定期)

3年未満の預金		3年以上4年未満の預金	
預入期間	中途解約利率	預入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	約定利率×30%	6ヵ月未満	約定利率×30%
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上3年未満	約定利率×70%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
		1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
		2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
		2年6ヵ月以上4年未満	約定利率×90%

4年以上5年未満の預金		5年の預金	
預入期間	中途解約利率	預入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	約定利率×30%	6ヵ月未満	約定利率×20%
6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%	6ヵ月以上1年未満	約定利率×30%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×40%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×60%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×80%	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%
3年以上5年未満	約定利率×90%	3年以上4年未満	約定利率×80%
		4年以上5年未満	約定利率×90%

(小数点第4位以下は切捨て)

### 2. 自由金利型定期預金 (大口定期預金)

#### (1) 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合

次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率。

#### (2) 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合

次のA. およびB. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、B. の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。

A. 約定利率－約定利率×30%

(基準利率－約定利率) × (約定日数－預入日数)

B. 約定利率－

預入日数

(注) 基準利率については、窓口におたずね下さい。

# 定期預金の中途解約一覧

(NO. 2)

令和7年8月1日現在

## 3. 期日指定定期預金

預入期間	6ヵ月未満	預入時の2年以上の利率×30%
	6ヵ月以上1年未満	預入時の2年以上の利率×40%
	1年以上1年6ヵ月未満	預入時の2年以上の利率×50%
	1年6ヵ月以上2年未満	預入時の2年以上の利率×60%
	2年以上2年6ヵ月未満	預入時の2年以上の利率×70%
	2年6ヵ月以上3年未満	預入時の2年以上の利率×90%

(小数点第4位以下は切捨て)

## 4. 変動金利定期預金

1年以上3年未満の預金		3年の預金	
預入期間	中途解約利率	預入期間	中途解約利率
6ヵ月未満	約定利率×30%	6ヵ月未満	約定利率×30%
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上3年未満	約定利率×70%	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
		1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
		2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
		2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%

(小数点第4位以下は切捨て)

(注) 3年の預金を複利型とした場合には、預入日から解約日の前日までの日数および上記預入期間に応じた利率によって6ヵ月複利で計算します。

### 苦情処理措置・紛争解決措置

#### ・苦情処理措置

本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部お客様相談室(9時～17時、電話:0478-54-2144)にお申し出ください(土曜日、日曜日、祝日は休業となります)。

#### ・紛争解決措置

東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。